

学生教育研究災害傷害保険

本学では、教育研究活動中に係る学生本人のケガ（病気を除く）や、第三者への賠償を求められる場合など万一の事故に備え、学生の皆さんが安心して教育研究活動を行えるよう、比較的廉価な保険料で加入できる全国規模の統一的な補償制度の保険「学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）」及び「学研災付帯賠償責任保険（Aコース略称「学研賠」またはCコース「医学賠」）」に全員加入することをお願いしています。

特に、本学において化学物質を取り扱う学生は、本学の規程である【宮崎大学化学物質管理規程（第9条）】により学研災又は他の災害傷害保険等に加入する義務があります。

詳細につきましては、学び・学生支援機構学生支援課窓口に設置している学研災および付帯賠償の『ごあんない』、あるいは学研災の運営者である（公財）日本国際教育支援協会のHP（<http://jees.or.jp/gakkensai/index.htm>）に本保険に関する重要な事項が掲載されています。加入に際して、必ずご確認ください。

※医学部及び農学部は別途案内がありますので、そちらの指示に従ってください。

学生教育研究災害傷害保険（以下略称「学研災」）

この保険は、正課中、学校行事中、課外活動中及び学校施設内にいる間、並びに通学中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われる保険制度です。

保険金の種類と金額

区分/種類	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金		入院加算金
			治療日数 ※1	保険金	
正課中、学校行事中	2,000万円	程度に応じて 120万円 ～ 3,000万円	1日以上対象	3,000円 ～ 30万円	入院1日につき 4,000円 (180日限度) 1日目から 支払われます。
学校施設内外の課外活動中 ※2	1,000万円	程度に応じて 60万円 ～ 1,500万円	14日以上対象	3万円 ～ 30万円	
学校施設内にいる間 (正課中、学校行事中、課外活動中以外) 通学中 学校施設等相互間の移動中			4日以上対象	6,000円 ～ 30万円	

※1 実際に入院または通院した日数をいいます。治療期間ではありません。

※2 学校施設外でのクラブ活動（部活・サークル活動）における課外活動中の事故は、本学に届出のある課外活動団体が「合宿・遠征届」を提出し、その活動を行っている間の事故であれば、保険金支払いの対象となります。

接触感染予防保険金支払特約（略称「接触感染特約」）

対象学部等：医学部、農学部獣医学科 対象研究科：看護学研究科、医学獣医学総合研究科

臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症（*）の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合に保険金が臨床実習中1事故につき15,000円（定額）支払われます。

（*）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症をいいます。接触感染以外の院内感染（空気感染等）はこの特約の対象となりません。